

「横浜市立市民病院広報業務委託」受託候補者特定に係る提案書作成要領

1 件名

横浜市立市民病院広報業務委託

2 業務の内容について

「横浜市立市民病院広報業務委託」業務説明資料のとおり
業務説明資料に基づく3年間の概算業務価格（上限）は、12,000,000円（税込）です。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税率等に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約代金額とします。なお、提案書提出時には参考見積書を提出するものとします。

3 プロポーザル参加手続き

(1) 参加意向申出書の提出

本プロポーザルに参加の意向のある者は、次の書類を提出してください。

ア 参加意向申出書【様式1-1】

イ 事業者の概要【様式1-2】

ウ 業務実績【様式1-3】

(2) 提出部数

1部

(3) 提出期限及び提出先

ア 提出期限

令和6年1月10日（水）17時必着

イ 提出先

横浜市立市民病院 経営戦略課

〒221-0855 横浜市神奈川区三ツ沢西町1番1号

電話 045-534-3601（直通）

ウ 提出方法

持参、郵送又は電子メール（ただし、持参以外は到着確認を行ってください）

○持参の場合：9時から12時まで及び13時から17時まで

（土曜日、日曜日、祝日を除く）

(4) 参加資格確認結果の通知

令和6年1月16日（火）までに参加資格確認結果通知書を電子メールにて送付します。

参加資格が認められなかった旨の通知を受けた参加意向申出者は、書面によりその理由の説明を求めることができます。なお、書面は当院が通知を送付した日の翌日起算で、土日祝日を除く5日後の17時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければなりません。

当院は上記の書面を受領した日の翌日起算で、土日祝日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

4 質問書の提出

本要領等の内容について疑義がある場合は、【様式1-4】により質問書の提出をお願いします。なお、質問事項がない場合は、質問書の提出は不要です。

- (1) 提出期限
令和6年1月24日(水)17時まで
- (2) 提出先
3(3)イと同じ
- (3) 提出方法
上記提出先まで持参、郵送又は電子メール(ただし、持参以外は到着確認を行ってください)
- (4) 回答日
令和6年1月31日(水)
- (5) 回答方法
横浜市ホームページで公表します。

5 提案書の提出

- (1) 提出書類
各様式に記載の注意事項を確認のうえ、作成してください。
 - ア 提案書(表紙)
【様式2-1】
 - イ 提案書
【様式2-2】事業への理解・知識
【様式2-3】広報誌表紙デザイン案
題字は、現在の当院の広報誌「PARK HOSPITAL」と同じものを使用してください。プロポーザル参加資格が認められた者に、1月16日以降、題字データを送付します。
【様式2-4】広報誌特集ページ案(A3判)
テーマ：予防医療(人間ドック、検診などによる病気の早期発見)
【様式2-5】業務実施体制
【様式2-6】今後の広報展開への提案
【様式2-7】参考見積書(税込)
 - ウ 提出書類確認リスト
【様式3-1】

(2) 提案書の体裁

- ・目次を作成し、ページ番号を付すること。
- ・様式集の順番、用紙サイズは様式に従い、必要部数を提出すること。
- ・ホチキス止めはせず、左側1箇所をクリップ等で止めること。
- ・会社名及びそれらを推定できるロゴマークの記載はしないこと。ただし、会社名の記載を求める書類についてはこの限りではない。
- ・造語、略語等については、一般的な用語等を用いて初出の箇所に定義を記述すること。
- ・用紙の外周におおむね15ミリ以上の余白をとること。
- ・模式図やイメージ図等に注釈を付す場合は、できるだけ簡潔なものとし、見やすい大きさにすること。
- ・様式に記載した内容を補完する目的で、別紙として図表等を作成し、添付する場合は、当該様式の次に綴り込み、提出すること。

なお、提出部数は提案書と同数とし当該図表等資料の右上に「【様式〇—〇】添付資料」と明記すること。

(3) 提出部数

正1部、副9部、計10部

(4) 提出期限

令和6年2月8日（木）17時まで（必着）

(5) 提出方法

持参又は郵送

「公募型プロポーザル提案書」と明記した封筒に提出書類を同封すること。

持参の場合：9時から12時まで及び13時から17時まで

（土曜日、日曜日、祝日を除く）

郵送の場合：書留郵便等とし、提出期限必着

(6) 提出先

横浜市立市民病院 経営戦略課

〒221-0855 横浜市神奈川区三ツ沢西町1番1号

電話 045-534-3601

(7) 留意事項

- ・提案書の提出後、補足資料の提出を求められることがある。
- ・提案内容の変更は認められない。

6 評価基準

「横浜市立市民病院広報業務委託」受託候補者特定に係る提案書評価基準のとおり

7 プロポーザルに関するヒアリング

次により提案内容に関するヒアリングを行います。

- (1) 実施日
令和6年2月21日(水)(予定)
- (2) 実施場所
〒221-0855 横浜市神奈川区三ツ沢西町1番1号
横浜市立市民病院
- (3) 出席者
出席者は制作統括責任予定者を含む3名以下としてください。また、説明は原則として、制作統括責任予定者が行ってください。
- (4) その他
 - ア 本ヒアリングについては、非公開とします。
 - イ ヒアリング時の資料は、提案書のみとします。資料の追加配布及び差替えは認めません。ただし、口頭による軽微な訂正は可能とします。
 - ウ 公正を期すために、事業者名は伏せて実施します。
 - エ 時間等詳細は、別途お知らせします。

8 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名称	医療局病院経営本部市民病院第三入札参加資格審査・指名業者選定委員会	横浜市立市民病院広報業務委託に係るプロポーザル評価委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、受託候補者の選定に関する事	プロポーザルの評価に関する事
委員	総務課管理担当課長 総務課長 経営戦略課長 医事課長 患者総合サポートセンター担当課長 医療情報課長 その他委員長が必要と認めるもの	管理部長 経営戦略課長 医事課長 循環器内科担当部長 副看護部長 看護部担当課長(兼患者総合サポートセンター担当課長) 画像診断部技師長

9 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、受託候補者として特定した者及び特定されなかった者に、結果通知書により通知します。通知を行う場合、特定者及び非特定者に対し、評価結果とその理由を付すものとします。

- (1) 通知日

令和6年3月上旬

(2) その他

特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は、当院が通知を発送した日の翌日起算で、土日祝日を除く5日後の17時までに提案書提出先まで提出しなければなりません。

当院は上記の書面を受領した日の翌日起算で、土日祝日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

10 プロポーザルの取扱い

- (1) 提出書類は、受託候補者の特定以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- (2) 提出された提案書については、他の者に知られることのないように取り扱う。
ただし「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づく開示請求があった場合は、原則公開することとする。
- (3) 提出された書類の著作権はプロポーザル参加者に帰属する。ただし、受託候補者の特定を行う作業に必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- (4) 提出された書類は、当院の了解なく公表、使用することはできないものとする。

11 無効となるプロポーザル

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 「横浜市立市民病院広報業務委託」受託候補者特定に係る提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの
- (6) 本プロポーザルに関して評価委員会委員及び関係職員との接触があった者
- (7) ヒアリングに出席しなかった者

12 契約について

特定された者とは、後日、本プロポーザル等に基づき、2に記載の概算業務価格の範囲内で3年間の業務委託契約を締結します。なお、業務委託の条件・仕様等は、契約段階において修正を行うことがあります。

13 停止条件

本プロポーザルに係る契約は、令和6年度横浜市病院事業会計予算が横浜市会において議決されることを条件とする案件です。予算の議決がなされないときは、本件は成立しません。

14 その他

- (1) 本手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (2) プロポーザルに参加するための資料作成に係る費用は全てプロポーザル参加者の負担とする。
- (3) 提出された参加意向申出書及び提案書は返却しない。
- (4) 横浜市立市民病院が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的に使用してはならない。
- (5) 公募型プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務において必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (6) 参加意向申出書の提出期限から受託候補者を特定する期日までの間に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。また、受託候補者として特定されている場合は、次点者と手続を行うこととする。